

仕様書

1 業務名

「復興知 中間成果報告集」制作及び製本業務

2 業務の目的

これまでの活動で蓄積された「復興知」等をさらに生かし、浜通り地域等に人材の教育・育成基盤を構築するため、令和3年度より5か年事業として開始した「大学等の「復興知」を活用した人材育成基盤構築事業」について、本事業における活動や成果の普及、連携推進等の観点から、2021年度から2023年度までの教育研究活動と成果等をまとめた「中間成果報告集」を制作・製本するため。

3 履行期間

委託契約締結日から令和6年6月28日（金）までとする。

4 業務内容

本業務の目的を達成するための「中間成果報告集」制作に係る、表紙デザイン、電子データの作成、委託者が入稿したデータ（Excel、PowerPoint等の本文、表組等）の微調整、製版、印刷、製本、納品（電子データ含む）の一切を委託する。

※表紙デザインについて

- ① 業務目的をより分かり易く伝えるため、「採択大学等の活動写真（21枚）を使用し、時流を捉えた見映えのするデザイン」にする。また、色覚バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮すること。
- ② 表紙デザインは複数案を提示し、協議による変更等については速やかに対応すること。
- ③ 使用する画像・コンテンツは、受託者において収集・手配することを基本とする。
(採択大学等の活動写真は委託者より提供する)

(1) 「中間成果報告集」

◎ 掲載内容	表1	表紙
	表2	目次
	1頁	はじめに
	2頁	「復興知」事業について
	4頁	採択大学等と連携市町村
	5～87頁	採択事業別 中間成果報告
	91～96頁	採択大学等による連携した取組
	97～108頁	採択大学等 関係教員・研究者等 一覧
	表3	採択大学等が作成したコンテンツ 一覧
	表4	裏表紙

◎仕様	○ サイズ：数量	A4：1,000部
	○ 用紙	本文 マットコート70kg程度 表紙 マットコート135kg程度
	○ ページ数	112ページ程度（表紙含む）
	○ 色数・印刷	フルカラー・オフセット印刷
	○ 製本・仕上げ方法	無線綴じ
◎校正	2回以上を目安に、必要に応じて随時対応すること	

5 再委託

(1) 一括再委託の禁止

契約を履行するに当たり、委託事項の全部を一括して第三者に委託してはならない。

(2) 部分的再委託の承認

本業務を部分的に再委託したい場合は、あらかじめ機構に再委託内容の分かる書面を提出し、承認を受けなければならない。

6 権利の帰属

本業務を遂行するに際し、作成した情報・コンテンツに対する成果は公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構に帰属する。

7 成果品及び納入場所等

成果品：「復興知 中間成果報告集」（1,000部）

「復興知 中間成果報告集」（電子データ：PDF、PowerPoint、イラストレーター（アウトライナー処理済））

納入期限：令和6年6月28日（金）

納入場所：公益財団法人 福島イノベーション・コースト構想推進機構
教育・人材育成部 教育研究支援課

8 提出物及び提出先

受託者は、委託契約書に定めるものを含め、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ① 主任管理者通知書（様式第1号）
- ② 業務着手届（様式第2号）
- ③ その他、委託者が必要と認めるもの

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ① 業務完了届（様式第3号）
- ② 業務完了報告書（様式第4号）

上記②の報告書には、成果品を制作するにあたり収集した素材等の電子データを添付すること。

- ③ その他、委託者が必要と認めるもの

(3) 提出先

公益財団法人 福島イノベーション・コースト構想推進機構
教育・人材育成部 教育研究支援課
住 所：〒960-8043 福島市中町1番19号 中町ビル6階
電 話：024-581-6891

9 その他

- (1) 本業務に関わる主任担当者については、本業務の趣旨・内容を十分に理解し、かつ、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。
- (2) 受託者は工程管理を適切に行いながら実施すること。
- (3) 成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き、委託者に帰属するものとし、その利用及び再編集は委託者において自由に行うことができるものとする。
- (4) 画像・コンテンツ等の著作権等について、必要に応じて受託者が料金を支払う等一切の処理を済ませた上で納品すること。納品後に著作権等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、委託者はその責任を負わない。
- (5) 受託者は、委託契約書及び仕様書に基づき、業務の詳細について機構と協議の上決定すること。
- (6) 受託者は、機構と定期的に打ち合わせを行い、進捗状況を綿密に報告すること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項及び定める内容について疑義が生じた時は、双方協議のうえ定めること。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。